

普通河川及び水路の占用事務取扱要領

(趣旨)

第1条 川崎市下水道条例第21条及び第34条の規定に基づき、占用許可をする場合は、別に定めるものを除くほかこの要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 普通河川

別添「普通河川一覧表」のとおり、市長が管理している準用河川以外の河川をいう。

(2) 水路

河川、準用河川及び普通河川を除いた治水上必要な行政財産をいう。

(占用許可方針)

第3条 普通河川及び水路の敷地は、治水上必要な行政財産であるが、社会経済上必要やむを得ず占用を許可するときは、次の各号に掲げる事項に留意し、処理するものとする。

(1) 都市施設の一部として周囲の状況に対応したもので、安全な構造のものとするよう指導すること。

(2) 河川、公共下水道、道路、公園等の公共性の高い事業の円滑な実施に資するよう調整に努めること。

(3) 公益上の必要によって占用許可の更新を拒否しても、損失補償の問題が生じないように申請の内容を十分審査すること。

(占用許可基準)

第4条 占用の許可は、当該占用の期間内に目的を達成するための必要最小限度の内容とし、次の各号に掲げる基準に適合すること。

(1) 許可の対象は次のとおりである。

ア 通路等、流路を現状のまま使用するもの

イ 橋、鉄道施設、自転車等駐車場、電柱、水道管、下水道管等工作物を設置するもの

ウ 一時的占用

(2) 申請者の資格は、次のとおりである。

ア 占用する箇所に隣接する土地の所有者又は借地権者及び家屋の借家人であること。

イ 正規の手続を経て行う工作物の設置者又は工事等の施工者であること。

(3) 許可の一般的要件は、次のとおりである。

ア 占用は、横断占用を原則とし、原状の施設の断面を減少しないこと。

イ 既設の施設物の上に直接橋桁等を架設しないこと。

ウ 本市の改修計画等に適合すること。

エ 橋の幅員は、6メートル以内を原則とする。ただし、事情やむを得ない場合は、必要最小限度とすること。

オ 占用物件は、普通河川及び水路の維持管理に支障のない構造とすること。

(4) 占用の許可期間は、川崎市下水道条例第23条に基づき、3年以内において、必要最小限度とすること。

(5) その他特殊なものについては、事前に関係所管課と協議すること。

(申請に対する処分に係る標準処理期間)

第5条 下水道（用水路）敷占用許可申請に基づいて行う事務に係る標準処理期間（川崎市行政手続条例第6条の標準処理期間）は30日とする。

附 則

この要領は、平成8年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

普通河川一覧表

河川名	起 点 終 点 (番 地)	起 点 終 点 (目標地点)
二ヶ領用水 (円筒分水 下流)	高津区久地 3 4 0 番地先 幸区鹿島田 1 0 2 3 番地先	円筒分水 大師堀、町田堀分岐点
山下川	多摩区菅馬場 2 丁目 5 4 9 7 番地先 多摩区生田 2 丁目 9 2 1 番地先	1 号、2 号雨水幹線流入 点 二ヶ領本川合流点
旧三沢川	多摩区菅仙谷 1 丁目 7 1 5 番地先 多摩区菅馬場 1 丁目 3 7 7 9 番地先	管理用橋下流端 三沢川橋下流端
平瀬川支川	麻生区東百合ヶ丘 3 丁目 7 5 7 0 番 地先 多摩区長沢 4 丁目 1 番地先	水路（暗渠）流入点 生田高校前無名橋上流端
三沢川	麻生区黒川 1 8 4 5 番地先 麻生区黒川 2 1 2 番地先	無名橋下流端 3 号雨水幹線流入点
渋川	中原区今井南町 4 0 1 番地先 幸区矢上 9 5 7 番地先	二ヶ領用水（円筒分水下 流）分岐点 矢上川合流点
江川	中原区新城 3 丁目 2 7 6 番地先 中原区井田 9 1 9 番地先	水路（暗渠）流入点 矢上川合流点
矢上川	宮前区土橋 4 丁目 2 0 番地先 宮前区土橋 1 丁目 3 番地先	1 号、2 号、3 号雨水幹 線流入点 5 号雨水幹線流入点
有馬川	宮前区有馬 8 丁目 4 番地先 宮前区東有馬 4 丁目 3 1 9 2 番地先	国道 2 4 6 号線下流端 無名橋下流端
早野川	麻生区王禅寺 5 9 1 番地先 麻生区早野 5 3 7 番地先	水路流入点 無名橋下流端
真福寺川	麻生区王禅寺 2 3 1 5 番地先 麻生区下麻生 9 6 7 番地先	無名橋上流端 公道下流端
片平川	麻生区栗木 3 7 9 番地先 麻生区栗木 1 9 7 番地先	水路（暗渠）流入点 水路（暗渠）流入点